



## 包括支援センターだより

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して  
～あなたも認知症サポーターになりませんか～



市では認知症になっても安心して暮らせる地域を目指し、「認知症サポーター養成講座」を行っています。この講座では、「認知症」という病気について正しく理解し、認知症の人と接するときの心構えや地域で支援できることなどを学びます。講座を受講すると「認知症サポーター」になることができます。認知症サポーターは特別なことをする人ではありません。認知症の人を暖かく見守り、自分なりのお手伝いを行う応援者です。

現在、全国で認知症サポーターは540万人を超えました。市内でもこれまで3,282人が受講しています。講座は地域の集まりや職場、学校など、どの団体でも随時受講できます。受講希望の場合は、包括支援センターへご連絡ください。



↑ 認知症サポーターキャラクター「ロバ隊長」

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365)

### 介護者のつどい

とき [村上] 1月20日(火)  
午後1時30分～3時30分  
ところ 村上市役所 相談室  
対象者 市内在住の介護者  
参加費 無料  
申し込み 1月16日(金)までにご連絡ください。



社会福祉士 八幡



オレンジ色のブレスレットが、認知症サポーターの証です。

### 県条例により

## 「危険ドラッグ」の購入などが規制され、罰則が科されます

県では、危険ドラッグによる健康被害や事件・事故を防止するため、「新潟県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しました。この条例により2月1日からは、知事指定薬物の所持、使用などが禁止され、違反すれば1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。また、危険ドラッグの購入者には身分証明書の提示、誓約書の提出などが義務付けられ、違反すると5万円以下の過料が科されます。

#### ※危険ドラッグとは

幻覚作用、催眠作用を目的として使用される薬物です。本来の使用方法を隠して、ビデオクリーナー、芳香剤、観賞用植物、ハーブ、お香などとして販売されています。

法律的な定義ではありませんが、これらを総称して「危険ドラッグ」と呼んでいます。「合法ドラッグ」、「脱法ハーブ」と称して販売されていることもあります。



危険ドラッグは、  
買わない、使わない、  
かわらない！



●問い合わせ 新潟県福祉保健部医務薬事課薬事指導係  
(☎025-280-5188)